
プロジェクト	公正価値測定
項目	IASB 情報要請「適用後レビュー — IFRS 第 13 号『公正価値測定』」へのコメントの検討

本資料の目的

1. 本資料は、資料(1)に基づき、国際会計基準審議会（IASB）が公表した情報要請「適用後レビュー — IFRS 第 13 号『公正価値測定』」（2017 年 5 月公表、コメント期限：2017 年 9 月 22 日）（以下「本情報要請」という。）で提示される質問（金融商品部分）への対応を行うことを目的としている。
2. 本資料では、金融商品に関連する質問 2、質問 3、質問 5、質問 6B を取り上げている。事務局では、検討を行うにあたり銀行に対して限定的なアウトリーチを実施している。今後、証券会社、利用者、監査人を対象にアウトリーチを行うことを考えている。
3. 前項のアウトリーチの結果を踏まえて、次回の専門委員会で本情報要請へのコメントを検討することを予定しており、第 119 回金融商品専門委員会（2017 年 8 月 4 日開催）では次の点についてご意見を伺った。
 - (1) 銀行に対する限定的なアウトリーチでいただいたご意見について、ご質問、コメント等はあるか。

質問 2 に関してアウトリーチと整合的なご意見をいただいたほか、質問 3 の投資の測定単位についてコメントをいただいた。
 - (2) 情報要請に回答する上で、前項に記載した他にアウトリーチすべき対象はあるか。

特段のご意見はいただいていない。
4. 本日は、前項の検討を踏まえてご意見をいただきたい。
5. なお、本情報要請に関しては、概要等を別紙 1 から別紙 3 に記載している。また、本情報要請への対応として、ASBJ の専門委員会及び親委員会で検討を行った際に聞かれた意見は別紙 4 に記載している。さらに、ASAF 会議での ASBJ の発言及び参加者の発言については別紙 5 に記載している。

本情報要請における質問への対応

本情報要請の質問の概要、及び、事務局のアウトリーチの結果等

(質問2：公正価値測定の開示)

6. 適用後レビューのフェーズ1では、利用者がレベル3の公正価値測定の開示を重視していることが確認されたが、利用者及びその他の市場関係者は当該情報の有用性を疑問視しており、次の要因が当該開示の有用性を損なわせていると指摘している。

- (1) 多様な基礎となる金融商品について開示上集約されること
- (2) ありきたりな情報の開示

このため、レベル3の資産及び負債に関する公正価値測定の開示の有用性を理解するための情報を求めるために、次の質問が設けられている。

質問2 — 公正価値測定の開示

- (a) レベル3の公正価値測定に関して提供されている情報はどのくらい有用と考えているか。どのような具体的情報が有用なのか及びその理由についてコメントをいただきたい。
- (b) レベル3の公正価値測定についての回答者の経験において、
 - (i) 集約とありきたりな開示が、結果としての情報の有用性にどのように影響を与えているか。回答を説明する例を示していただきたい。
 - (ii) 情報の有用性に影響を与える他の要因（IFRSの要求事項の中でも外でも）を承知しているか。回答を説明する例を示していただきたい。
 - (iii) そのような要因が提供される情報の有用性を低下させることを防ぐ方法について提案があるか。
- (c) レベル3の公正価値測定の開示のうちどれが最も作成にコストが掛かるか。説明していただきたい。
- (d) 回答者が有用と考える公正価値測定に関する情報の中で、IFRS第13号が企業に開示を要求していないものがあるか。ある場合には、それがどのような情報なのか及

びそれを有用と考える理由を説明していただきたい。そうした情報の開示の例を示していただきたい。

銀行に対するアウトリーチで聞かれた意見

7. レベル3の公正価値測定に関する開示については、個々の開示項目の目的が明らかでなく、全体として、有用性があるか、また利用者のニーズがあるか疑問である。
8. 金融商品についての重大な観察可能でないインプットの変動に対する定量的な感応度分析は、米国会計基準において要求されていない開示項目であり、当該感応度分析の開示が有用と考えられているか疑問である。
9. 作成コストが最も掛かるのは「期首残高から期末残高への調整表」である。3つのレベルの中で最も残高が少ないものの、詳細な開示が求められているが、期中増減の大部分が購入・売却・発行・決済等によるものであり、有用な情報になっているとは考えにくい。
10. 期首残高から期末残高への調整表の開示については、開示される情報の有用性に疑問がある。公正価値ヒエラルキーの分類は決算日に行っており、またレベル3の区分に焦点を当てたリスク管理を行っていないため、当該調整表は手作業により集計することとなるため作成負荷が非常に大きい。また、調整表に含まれる連結子会社が保有する金融商品の詳細な情報を収集することも負荷が高いと考えられる。
11. レベル3の重要な観察可能でないインプットの定量的開示に関して、商品種類別に示されるインプットやインプットの幅の情報が有効に利用されているか不明である。
12. 「公正価値ヒエラルキーの中でのレベル」の判断基準等については、主観性を抑え比較可能性をより高めるように、ガイダンスの一層の充実が必要と考える。
13. 公正価値測定は評価技法とインプットの組合せであり、公正価値測定のヒエラルキーの決定において、インプットだけでなく、評価技法の成熟度を考慮すべきではないか。

第119回金融商品専門委員会で聞かれた意見

14. 作成者として、レベル3に関する「期首残高から期末残高への調整表」作成のために期末にデータを収集する負荷は大きい。今後、利用者へのアウトリーチで、当該開示

の有用性について確認してほしい。

(質問3：レベル1のインプット又は会計単位の優先順位付け)

15. IASBは、レベル1のインプットが存在する場合に当該インプットの使用と会計単位のいずれを優先すべきかに関して、公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」（以下「2014年公開草案」という。）において、以下のことを提案した。
- (1) 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計単位は当該投資全体である。
- (2) 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値、並びに相場価格のある資金生成単位の回収可能価額は、投資を構成する個々の金融商品についての相場価格 (P) と数量 (Q) を乗じたものを調整せずに使用することを基礎とする。
16. 前項の提案について、多くのコメント提出者は(1)に同意し、(2)に反対していた。一方、利用者の多くは、客観的かつ検証可能な測定となるという理由により、(2)に同意していた。適用後レビューのフェーズ1でIASBが受領したフィードバックも同様であった。これらを踏まえて次の質問が示されている。

質問3 — レベル1のインプット又は会計単位の優先順位付け

- (a) 下記のことを評価するのに役立つため、回答者の経験を共有していただきたい。
- (i) 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資、並びに相場価格のある資金生成単位が公正価値で測定されることは、どのくらい一般的か（コメントの裏付けとなる例を示されたい）。
- (ii) $P \times Q$ のみに基づいて測定した公正価値の金額と、他の評価技法を用いて測定した公正価値の金額との間に重要性のある差異があるかどうか。例があれば示していただきたい（差異に関する定量的情報や差異の理由を含む）。
- (iii) 異なる測定の間に関与性のある差異がある場合には、実務においていずれの技法が使用されているか、また、その理由は何か。

回答者の経験が、特定の法域、地域又は投資の種類に関するものかどうかを示していただきたい。

- (b) 当審議会は過去にこの領域で作業を行っている。この領域に関して当審議会が考慮すべきだと回答者が考えることが他に何かあるか。

銀行に対するアウトリーチで聞かれた意見

17. 本質問に関して、特段のご意見を頂いていない。

ASBJのこれまでの意見発信

18. ASBJでは、これまでに次の意見発信を行っている。

- (1) 2014年公開草案に対するコメント

第15項の提案を基本的に支持するものの、個別財務諸表における子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資については、相場価格の有無にかかわらず、純損益を通じた公正価値ではなく、取得原価を基礎に測定すべきであると述べている。

- (2) 2015年10月開催ASAF会議での発言

ASAFメンバーに対して、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資について、レベル1のインプットと会計単位の優先順位の論点が幅広く見られるかとの質問がなされ、ASBJからは我が国においては当該論点について幅広く見られるものではないとの発言を行っている。

第119回金融商品専門委員会で聞かれた意見

19. 上場関係会社に対する投資の測定に関して、以前、持分法の廃止の議論があったことを鑑みると、当該投資に関する公正価値測定の明確化が事後測定のあり方（市場価格での評価）に結び付く可能性を懸念する。
20. 一定割合の株式を市場取引以外の方法で取得する場合に質問3に係る会計単位の課題が生じたことがある。その際、公正価値ヒエラルキーに関する市場が活発か否かの判断も論点となった。

(質問5：公正価値測定に要求される判断の適用)

21. IFRS 第13号では、資産又は負債の公正価値測定にあたって一定の判断を要求しており、一部の市場関係者から判断が困難と考えられる領域として次の項目が挙げられている。

- (1) 市場が活発かどうか¹の評価
- (2) 観察可能でないインプットに対する重要性の判断

これを踏まえて次の質問が設けられている。

質問5 — 公正価値測定に要求される判断の適用
<p>公正価値を測定する際の判断の適用における課題を評価するのに役立てるため、回答者の経験を共有していただきたい。</p> <p>(a) 資産又は負債についての市場が活発かどうかを評価することには困難が多いか。その理由又はそうでない理由は何か。</p> <p>(b) あるインプットが観察可能でなく、かつ、全体の測定に対して重大であるかどうかを評価することには困難が多いか。その理由又はそうでない理由は何か。</p> <p>回答を説明する例を示していただきたい。また、回答者の経験が、特定の法域、地域又は資産又は負債の種類に関するものか示していただきたい。</p>

銀行に対するアウトリーチで聞かれた意見

- 22. 市場が活発かどうかの評価については、当該評価を行うことが煩雑であり、開示情報の比較可能性を担保するためにも、市場の流動性を検討するうえでの一定のガイダンス等が必要ではないか。
- 23. 市場が活発かどうかは、市場ではなく銘柄ごとに判断するため特に債券市場については、国内債券、外国債券ともに情報を収集することが困難であり、市場が活発かどうか

¹ IFRS 第13号において「活発な市場」とは、以下のように定義されている。
「資産又は負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている市場」

かの評価は容易ではないと考えられる。

24. 新興国を中心に海外拠点の資産又は負債の公正価値測定をする際に、市場が活発か否かの評価が困難なことが多い。
25. 複数のインプットを用いている場合には、観察可能でない一部のインプットが全体に与える影響の重要性を定量的に判断しているため、レベル判定が頻繁に変わり得る商品について作業負担が重い。

(質問6：教育)

26. 一部の市場関係者からは、公正価値の測定は、市場が活発でない場合や市場が存在しない場合に困難であるとの意見が寄せられている。その例として、一部の生物資産、相場価格のない資本性金融商品が挙げられている。そうした市場関係者の一部からは、追加的なガイダンス（教育マテリアルなど）があれば公正価値で測定するのに役立つ可能性があるとの意見があった。これを踏まえて、次の質問が設けられている（質問6A「生物資産の公正価値測定に関する教育」については非金融商品のため省略）。

質問6B — 相場価格のない資本性金融商品の公正価値測定に関する教育

相場価格のない資本性金融商品の公正価値測定についての経験を記述していただきたい。

(a) 2012年に、IFRS財団の教育イニシアティブが、「IFRS第9号『金融商品』の範囲に含まれる相場価格のない資本性金融商品」を公表した。この教育マテリアルを利用したことがあるか。

ある場合、この資料は、相場価格のない資本性金融商品の公正価値を測定するためにどのように役立ったか。

(b) 「IFRS第9号『金融商品』の範囲に含まれる相場価格のない資本性金融商品」で扱われていない疑問点があるか。追加的な支援が要求事項を適用する上で有用となると考えるか。そう考える理由又はそう考えない理由は何か。回答を説明する例を示していただきたい。

銀行に対するアウトリーチで聞かれた意見

27. 教育マテリアルは、一般的なアプローチをハイレベルに記述したものであり、全ての商品について網羅することは不可能。実務的で詳細な論点を教育マテリアルの形で現状以上に示すのは困難であり、費用対効果を勘案すれば、これ以上の追加的支援はあまり有用ではないと考える。

ディスカッション・ポイント

- 本情報要請へのコメント作成にあたり次の点をお伺いしたい。
- (1) 銀行に対する限定的なアウトリーチでいただいたご意見について、質問又はコメントはあるか。
 - (2) 事務局が予定するアウトリーチ先（第2項参照）以外にアウトリーチすべき対象はあるか。

以 上

本情報要請の概要：IFRS 第13号の適用後レビューの概要

適用後レビューの背景

1. 適用後レビューの目的は、IFRS 財団が定めたデュー・プロセスに従い、IFRS 第13号がIASBの意図どおりに機能しているか否かを評価することであり、特に次の事項を評価することを目的としている。

(ア) IFRS 第13号が要求している情報が、財務諸表利用者にとって有用か。

(イ) IFRS 第13号に適用上の課題があり、要求事項の不整合な適用が生じるおそれがあるか。

(ウ) IFRS 第13号の要求事項を適用する際に、予想外のコストが生じているか。

2. IASBは、2011年5月にIFRS 第13号を公表しており、2013年1月1日以後開始する事業年度から適用されている。

IFRS 第13号の要求事項は、他のIFRS基準が公正価値測定やその開示を要求する又は許容する場合に適用される（別紙1参照）ものであり、公正価値測定を要求する又は許容する他のIFRS基準の規定については適用後レビューの対象とはされていない。

3. また、IFRS 第13号は、米国会計基準におけるTopic 820「公正価値測定」と概ね整合性が図られている²。米国会計基準については、米国財務会計財団（FAF）が2014年3

²（事務局注）公正価値測定について、米国会計基準は、IFRS 第13号と次のような点が異なる。

- ✓ 米国会計基準には、一定の状況において、投資会社に対する投資の公正価値測定として純資産価値によることができるという実務上の便法があるが、IFRS 第13号ではそのような実務上の便法はない。
- ✓ 要求払の特徴を有する金融負債について、米国会計基準では、当該負債の公正価値を報告日における支払が要求される金額としているが、IFRS 第13号では、当該負債の公正価値を当該金額の支払が要求される可能性のある最初の日から割り引いた金額を下回らないとされている。

また、開示項目については、米国会計基準は、IFRS 第13号と次のような点が異なる。

- ✓ IFRS 第13号では、レベル3に区分される商品についての定量的な感応度分析（観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更した場合の影響）が要求されている（IFRS 第13号第93項(h)(ii)）が、米国会計基準ではそのような要求事項はない。

月に公正価値測定に関する適用後レビューを完了しており、その結果、Topic 820 は目的を満たしており、予想外の結果はなかったとの結論を下している。ただし、FASB は、開示フレームワーク・プロジェクトの一環として、公正価値測定の開示要求事項の見直しを検討している³。

これまでの IASB の適用後レビューにおける作業及び発見事項

4. IASB は、適用後レビューのフェーズ 1 として、各種資料のレビュー、利用者、作成者、監査人、評価専門家、規制当局、各国会計基準設定主体、IFRS 諮問会議等との会合、学術文献の範囲レビュー（文献の研究対象のレビュー）等を実施し、適用後レビューの範囲を設定するための初期的な評価を行った。

当該評価によれば、市場関係者の多くは、IFRS 第 13 号は概ね機能しており、財務報告に著しい改善をもたらしたとしている。その一方で検討すべき課題も挙げており、本情報要請を通じて当該課題に関するコメントを募集している。

適用後レビューに関する今後の予定

5. IASB は、本情報要請を通じて受領したコメントについて、2017 年 9 月下旬開催予定の会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議でハイレベルのフィードバックを行う予定としている。また、当該コメントをアウトリーチや学術研究レビューの結果と合わせて内容を検討し、発見事項と必要に応じてその対応（例えば、ガイダンスの開発や IFRS 第 13 号改訂等）をフィードバック・ステートメントで提示する予定とし

³（事務局注）FASB は、2015 年 12 月に、開示フレームワーク・プロジェクトの一環として ASU 案「開示フレームワーク-公正価値測定の開示要求の変更」を公表（コメント期日は 2016 年 2 月末）しており、次の修正を提案し、現在、受領したコメントに基づき再審議を行っている。なお、要求事項を削除することや要求事項の明確化については概ね支持が得られたものの、追加提案に対しては、有用性を疑問視するコメントや適用の一貫性を懸念するコメントが寄せられている。

- ✓ 現行の要求事項から削除される項目の提案
 - 公正価値ヒエラルキーのレベル 1 とレベル 2 の間の振替の金額及び理由
 - レベル間の振替がいつ生じたとみなすかに関する方針
 - レベル 3 に区分される公正価値測定の評価の方針及び手続
- ✓ 現行の要求事項に追加される項目の提案
 - 報告期間末日に保有しているレベル 1、レベル 2 及びレベル 3 に区分される経常的な公正価値測定に関して、当期のその他の包括利益及び損益（又は純資産の変動）に含まれる未実現損益の変動（現行の要求事項は、レベル 3 に対する損益に含まれる未実現損益の変動のみ）
 - レベル 3 に区分される公正価値測定に関して、重大な観察可能でないインプットの幅、加重平均された値、重大な観察可能でないインプットを算定するための計測期間

ている。

本情報要請における質問項目

6. 本情報要請では次の領域に関する質問項目が設けられている。

質問 1：回答者の経歴及び公正価値測定に関する経験

質問 2：公正価値測定の開示

質問 3：レベル 1 のインプット又は会計単位の優先順位付け

質問 4：非金融資産についての最有効使用の適用

質問 5：公正価値測定に要求される判断の使用

質問 6：教育活動（6A は生物資産、6B は相場価格のない資本性金融商品について）

質問 7：IFRS 第 13 号の影響及び米国会計基準とのコンバージェンス

質問 8：その他の事項

(別紙2)

IFRS 基準における IFRS 第 13 号の測定及び開示の要求事項の適用

IFRS 基準	公正価値がどのように使用されているか	IFRS 第 13 号の適用	
		測定	開示
IFRS 第 3 号「企業結合」	要求 (一部例外あり)	Yes	No
IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	閾値 (売却コスト控除後の公正価値が帳簿価額より低い場合に要求される)	Yes	Yes
IFRS 第 9 号「金融商品」	要求 (事業モデル及び金融商品に応じて)	Yes	Yes (注 1)
IAS 第 16 号「有形固定資産」	任意 (会計方針による選択)	Yes	Yes
IAS 第 19 号「従業員給付」	要求 (年金制度資産についてののみ)	Yes	No
IAS 第 36 号「資産の減損」	閾値 (売却コスト控除後の公正価値が、帳簿価額がより低く使用価値よりも高い場合に要求される)	Yes	No
IAS 第 38 号「無形資産」	任意 (会計方針による選択)	Yes	Yes
IAS 第 40 号「投資不動産」	任意 (会計方針による選択)	Yes	Yes (注 1)
IAS 第 41 号「農業」	要求 (ほとんどの生物資産については、売却コスト控除後の公正価値)	Yes	Yes

注 1

公正価値測定の開示が償却原価 (IFRS 第 9 号) 又は取得原価 (IAS 第 40 号) を測定基礎とした場合にも要求される。

(別紙3)

IFRS 第13号における公正価値の開示に関する要求事項

開示の要求事項	FVで測定される項目						原価で測定される項目(FV開示)		
	経常的(注2)			非経常的(注2)					
	L1	L2	L3	L1	L2	L3	L1	L2	L3
報告期間末の公正価値	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
測定の理由				✓	✓	✓			
公正価値ヒエラルキーのレベル	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ヒエラルキーのレベル間の振替	✓	✓	✓						
ヒエラルキーのレベル間の振替がいつ生じたとみなすかの決定に関する方針	✓	✓	✓						
使用された評価技法及びインプットの記述		✓	✓		✓	✓		✓	✓
評価技法の変更と理由		✓	✓		✓	✓		✓	✓
重要な観察可能でないインプットに関する定量的な情報			✓			✓			
期首残高から期末残高への調整表(振替に関する情報を含む)			✓						
純損益に認識された未実現の利得及び損失			✓						
評価のプロセス及び方針の記述			✓			✓			
観察可能でないインプットの変動に対する感応度(記述的説明)			✓						
合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の感応度(定量、金融商品のみ)			✓						
現在の用途が最有効使用と異なる場合の理由(非金融資産のみ)	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
第48項の例外措置(ポートフォリオの例外規定)	✓	✓	✓						

注2

- ・ 経常的な公正価値測定：公正価値で測定される金融商品、有形固定資産、無形資産、投資不動産及び生物資産の公正価値測定
- ・ 非経常的な公正価値測定：売却目的資産や減損した資産の公正価値測定

ASBJにおける審議で聞かれた意見

7. 本情報要請に関して、ASBJでは2017年7月のASAF会議への対応の一環として、同会議で質問される初期段階のフィードバックとして、主として前項の質問2から質問5についての及びIASBのアウトリーチ戦略への回答の方向性について、審議を行っている。その際、次の専門委員会、及び、親委員会で審議を行っている。

(1) 第55回ASAF対応専門委員会（2017年6月15日開催）

(2) 第362回企業会計基準委員会（2017年6月16日開催）

また、非金融資産及び非金融負債の公正価値測定を対象として、本情報要請に対する回答の方向性を次の専門委員会で審議している。

(3) 第15回IFRS適用課題対応専門委員会（2017年7月13日）

8. それぞれの審議で聞かれた意見は次のとおりである。

(1) 第55回ASAF対応専門委員会（2017年6月15日開催）

- ① 投資不動産等の非金融資産及び非金融負債の公正価値測定については、不動産鑑定評価基準の評価について、IFRS第13号と整合しない点もあると考えられ、過去にも日本基準の論点整理や公開草案において検討がなされていたものと考えられるが、本情報要請を機に日本基準を見直すことがよいと考えられる。
- ② 7月のASAF会議のためのコメント対応は、将来の日本基準の開発への対応とは別のものと考えている。非金融資産及び非金融負債の論点は限定的なものであるため、まずは金融資産及び金融負債について対応すべきである。
- ③ レベル3の公正価値測定に関する開示については、具体的にどのような点が改善されたか明確ではないと考えられる。作成者として、期首残高から期末残高への調整表を作成することの実務上のコストについて基準開発時にも議論があり、当該調整表がどのように有用に活用されているのか理解したいため、7月のASAF会議においても、公正価値測定に関する開示の有用性につ

いての議論が行われるべきということを発言するのがよいと考えられる。

(2) 第 362 回企業会計基準委員会 (2017 年 6 月 16 日開催)

- ① IFRS 第 13 号における公正価値測定に関する開示については、様々な意見があると考えられるため、アウトリーチ等により意見を収集したうえで、本情報要請のコメントを作成することが必要であると考えられる。

(3) 第 15 回 IFRS 適用課題対応専門委員会 (2017 年 7 月 13 日開催)

- ① 生物資産の公正価値測定に関して意見が聞かれていないという ASBJ の認識であるが、問題視している企業もあると考えられるため、生物資産に焦点を絞って意見聴取を行ってはどうか。
- ② 子会社及び関連会社の投資に対してレベル 1 のインプットがあるケースにおいて、P×Q のみに基づいて測定するかどうかについてのコメントの検討及び情報要請の質問 7 (b) である米国会計基準とのコンバージェンスについてコメントの検討をする予定はあるか。
- ③ 利用者がありきたりの開示 (例: 投資不動産について、不動産鑑定評価で評価されているという記述) を有用と考えているのかどうか深掘りして調査する必要があると考えられる。

ASAF 会議（2017 年 7 月 6 日、7 日開催）での ASBJ の発言及び参加者の発言

議題の概要

1. IASB は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビューの第 2 フェーズとして、2017 年 5 月 25 日に情報要請を公表している（コメント期限：2017 年 9 月 22 日）。情報要請において、次のトピックに関する質問項目が設けられている。
 - (1) 公正価値測定の開示（主に公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される公正価値測定に関する開示）
 - (2) レベル 1 のインプット又は会計単位の優先順位付け
 - (3) 非金融資産に対する最有効使用の適用
 - (4) 公正価値測定に要求される判断の適用（主に市場が活発かどうかの判断並びにインプットの観察可能性及び重要性の判断）
 - (5) 教育（主に生物資産及び相場価格のない資本性金融商品の公正価値測定に関する教育）
2. また、IASB は、IASB のアウトリーチの戦略の目的を次の 2 つであると考えている。
 - (1) 公正価値測定の開示の有用性をより深く理解すること
 - (2) その他の情報要請における質問の論点については、その論点の広がり証拠を収集すること
3. 今回の ASAF 会議では、次の点が質問事項とされたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われた。
 - (1) 現時点では正式な回答ではないことを前提としたうえで、情報要請のトピックについての初期段階のフィードバックはあるか。
 - (2) IASB のアウトリーチの戦略に対するコメントはあるか。

ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

4. ASBJからの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 現時点でアウトリーチを完了したわけではないが、レベル3の公正価値測定に関する開示については、全体として、有用性を疑問視する意見が聞かれている。
- (2) 金融機関において、レベル3の区分に焦点を当てたリスク管理は行われておらず、期首残高から期末残高への調整表の開示については、会計基準に準拠するためのみ作成されているものであるとの意見が聞かれ、また金融商品についての重大な観察可能でないインプットの変動に対する定量的な感応度分析の開示については、米国会計基準において要求されていない開示項目であり、当該開示の有用性を疑問視する意見が聞かれている。
- (3) 市場が活発かどうかの判断については、特に債券市場について当該判断を行うことは困難であり、開示情報の比較可能性を促進するためにも、一定のガイダンスが必要であるとの意見が聞かれている。

5. ASBJからの発言に対して参加者から特段の発言はなされなかった。

参加者のその他の発言

6. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 利用者向けの質問票とそれ以外に対する質問票をもとにフィードバックを収集しているところであり、質問項目としては、IASBが焦点を当てている領域と類似しているが、IFRS第13号を簡素化することができるかという観点での質問も加えている。現時点では、レベル3に区分される公正価値測定に関する未実現損益の変動に起因する額の開示の有用性や、デリバティブの信用リスク調整等についてのガイダンスの必要性についてのフィードバックがある。
- (2) 多くの利用者は、レベル3に区分される公正価値測定に関する開示情報を利用して具体的にどのようなアクションを採るべきかについて理解していないと考えられる。また、同業種で同様のポートフォリオを有する企業間においても、公正価値ヒエラルキーの判定が実務上多様であることが見られるため、当該判定に関するガイダ

ンスが必要であると考えられる。

- (3) レベル 3 の公正価値測定に関する開示の有用性の検討は、利用者と作成者で情報の必要性や有用性に対する考え方が異なるため、困難であることを認識している。
(IASB 理事)
- (4) アウトリーチに対するフィードバックとして、レベル 3 の公正価値測定に関する感応度分析の開示は、その便益がコストに見合わないとの意見が聞かれている。また、非金融資産に対する最有効使用の概念の適用については、どの程度の労力をかけて検討する必要がある事項なのかが不明であるとの意見が聞かれている。なお、市場が活発かどうかの判断については、活発な市場の特性が何であるかについて議論がなされている状況である。
- (5) KASB が最近実施した調査によると、公正価値測定の開示については、利用者からは、レベル 3 に区分される公正価値測定に関する開示は複雑であり、比較可能性と有用性のバランスを検討することが必要であるとの意見が聞かれており、作成者からは、ガイダンスが不足しているとの意見が聞かれている。さらに、レベル 1 のインプットと会計単位との優先順位付けについては、その優先順位を明確にすることが必要であるとの意見が聞かれ、公正価値測定に要求される判断については、その判断が困難となることが多いとの意見が聞かれている。
- (6) FASB は、公正価値測定の開示について、FASB の開示フレームワークに基づき分析しており、開示フレームワークと整合しない要求事項や有用と考えられない要求事項を削除することを検討している。利用者に対するアウトリーチについては、FASB の経験上、アウトリーチを行う利用者に特有の資料等を準備しないと、適切で具体的な情報は入手できないと考えられる。
- (7) レベル 1 のインプットと会計単位との優先順位付けについては、目的適合性の観点から検討することが必要であると考えられる。また、金融危機等、市場が活発ではなくなる状況への対応についても検討が必要であると考えられる。
- (8) オーストラリアでは、公的セクターにおいて非金融資産が公正価値で測定されており、非金融資産の公正価値測定に対する経験があることを踏まえると、IASB が焦点を当てている領域に加え、制限がある資産に対する公正価値測定のガイダンスについても、検討が必要になると考えられる。

審議事項(1)-2

- (9) 欠席したメンバー（中国）から「IASB が焦点を当てている領域は適切であるが、特定の領域における教育文書の提供を検討すべきであると考えられる。」という意見があった。（IASB スタッフ）

以 上